

成畜市場 事故補償制度 要領

(目的)

出荷者・購買者の両方からの負担金で基金を造成し、購買牛の事故補償に充てることで事故発生時の出荷者負担を求めることなく購買者へ対応する。この制度により安心した出荷・購買を促すことで成畜市場の活性化を図る。

1. 出荷者・購買者の両方より事故補償負担金として牛1頭の売買につき各1,000円を徴収する。乳子牛は対象外のため徴収しない。
2. 補償金額についてはセリ価格を基準に協議の上、相当額を購買者に支出する。
3. 事故補償の支出基準は以下のとおりとする。
 - (1) 白血病（多発性腫瘍）・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫による枝肉全廃棄とする。またその他、購買者に過失のない事案とする。
 - (2) 枝肉全廃棄については、屠畜場の廃棄証明書原本を提出し申請する。証明書には、白血病・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫のいずれかが必ず明記してあること。
 - (3) 上記(1)(2)の対象牛は、当市場出荷者が60日以上飼育した事を確認できるものとする。
 - (4) セリ日より60日以内に屠畜したものとする。
4. 成畜市場運営事業会計における事故補償制度補償金の取り扱いについて決算時に不足した場合は同会計から補填するものとする。
5. この要領に定めのない事項については、その都度成畜運営委員会を開催して決定する。

この要領は、令和3年10月1日より施行する。

この要領は、令和4年10月1日より一部改正し施行する。

この要領は、令和5年4月1日より一部改正し施行する。